

## 初等中等教育専門ワーキング・グループ会議報告

## ⑨-1 初等中等教育

## ■著作物の種類■

○著作物の種類によって、そもそもこの規定を適用することが適切ではないものがあります。例えば「プログラムの著作物（アプリケーションソフトウェア）」です。学習用の市販のアプリケーションソフトウェアを一つだけ購入し、もしくは、1ライセンスのみ購入し、それを学校の複数のPCにコピーして使用したり、児童・生徒に公衆送信して提供したりすることは、プログラムの著作物という種類に照らして著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。

○この規定により著作権者の許諾を得ずに著作物を複製又は公衆送信する場合、複製又は公衆送信できる分量について「授業において必要と認められる限度において」と定められています。一定の限度を超えれば、当該著作物の市場での流通を阻害し、著作権者の利益を不当に害することとなりかねないからです。したがって、授業目的の利用においても、原則としては、著作物の利用は「小部分の利用」に限られ、全部の利用はできないと考えるべきです。しかしながら、著作物の種類によっては、例外的に「小部分」の範囲を超えた利用や全部の利用が可能と考えられる場合があります。どの著作物の種類が「小部分の利用」を超えた利用や全部の利用ができるか、あるいはそうでないかを網羅的・限定的に示すことは困難ですが、例を挙げながらその考え方を示します。短文の言語の著作物などの場合は一つの著作物の全体の利用が不可欠であり、また、絵画や写真の著作物の場合は部分的に複製又は公衆送信することによって同一性保持権の侵害になる可能性があります。そのような種類の著作物であれば、一つの著作物の全部を複製又は公衆送信をしても著作権者等の利益を不当に害するとは言えない可能性があります。

なお、この項でいう「複製又は公衆送信」は、授業に供する著作物を単体で利用する場合について述べたものであり、例えば、運動会の様子を録画した動画を学年集会で視聴する際にBGMが背景に流れている場合のように、授業風景や解説の中継映像などの動画の中で映像の一部として、又は背景的にこれらの著作物が利用されている場合（専ら著作物等自体を提供するような行為でない場合）は、著作物の種類に関わらず、著作物の全部が複製又は公衆送信されていても著作権者等の利益を不当に害する可能性は低いと考えられます。

○厳密には「著作物の種類」という観点での区別ではありませんが、著作物の種類とも関連して著作物が提供されている状況や著作物を入手する環境によって、授業の目的で著作物の全部を複製することが、著作権者等の利益を不当に害することになったり、そうでなかったりすることもあります。以下はそのような観点から考え方を説明します。

・一つのコンテンツの中に複数の著作物が含まれている場合、コンテンツと著作物の相互

関係によって著作権者等の利益を不当に害するかどうかの分量が異なることもあり得ます。例えば、放送から録画した映画や番組であれば、通常、全部を複製することは著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いので、そのうちの必要な一部分にとどめて複製することが考えられます。その一部分に音楽や言語の著作物等が素材として含まれていた場合、その一部分の利用が授業のために必要な範囲であれば、その素材としての著作物等については全部の複製をしても著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性は低いと考えられます。

- ・著作権者等の利益を不当に害するかないかを判断する重要な観点、複製や公衆送信によって現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害したりすることがあるか否かです。利用者がその著作物の利用許諾申請を著作権者等に、個別に又は包括的に行うことができるかどうかの一つのカギになります。相当程度に入手困難かつ利用許諾申請不能な著作物であれば、この規定の適用を受けて複製できる著作物の分量については全部も可能となるものがあると考えられますので、個別に判断することが必要と考えられます。

＜小部分を超えて複製又は公衆送信しても著作権者等の利益を不当に害することとはならない可能性が高い例＞

- 採択された検定教科書の当該教科履修期間における利用
- 俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物
- 新聞に掲載された記事等の言語の著作物
- 写真、絵画（イラスト、版画等を含む。）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

#### ■著作物の用途■

○その著作物がどのような目的で作成され、市場でどのように供給されているかによって、著作権者等の利益を不当に害することもあります。

例えば、児童・生徒が全員購入し、利用する目的で販売されている問題集やドリルを、児童・生徒に購入させることなく、教師が、授業の過程で児童・生徒に解かせるために複製又は公衆送信するようなことは、当該著作物の本来の流通を阻害することになります。ただし、採択された教科書の教科履修期間の利用以外の利用（過年度の教科書や、採択外の教科書）は通常の著作物同様に「小部分」の複製・公衆送信は可能と考えられます。

## ■複製の部数・公衆送信の受信者の数■

- 複製部数や公衆送信の受信者の数が、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えるような場合は、そもそも「授業のために必要と認められる限度」を超えており認められませんし、併せて著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。ただし、授業参観や研究授業の参観者に、授業で配布する著作物と同一の著作物を配布することは、「必要と認められる限度」と考えられます（8ページ「必要と認められる限度」を参照）。

## ■複製・公衆送信・伝達の態様■

- 「複製の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、そのために仮に全部の複製が認められるようなケースであっても、市販のような態様で製本し、複製することが考えられます。  
デジタルであるかアナログであるかは問いませんが、その複製物を単体で（教材の用途を越えて）他の利用に供することができるような場合には、著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性が高いと考えられます。
- 「公衆送信の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、学校、教育委員会のホームページや動画共有サービスなど、誰でもアクセスが可能なオープンなネットワーク環境（学校に在籍する教員や児童生徒以外の不特定者が、誰でも受信できるような態様）で公衆送信することが考えられます。著作権者等の利益を不当に害することがないように公衆送信を行うには、たとえば、授業支援クラウドなどで、IDとパスワードを児童・生徒全員に設定し、限定された児童・生徒のみに公衆送信したり、コンテンツの非公開URLを履修者である児童・生徒のみに伝えたりするなどの方法があります。いずれにせよ、授業の過程で利用することを実質的にコントロールできているかどうか重要です。
- 「伝達の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、この規定が授業の過程での利用に係る制限規定であることを考慮すると、授業の履修者以外の者にも見せるような態様で伝達することが考えられます。ただし、オンライン授業で保護者が機器の操作を補助することが必要な場合は、保護者は授業を支援するものと考えられ、著作権者等の利益を不当に害さないと考えられます。（8ページ「授業を受ける者」を参照）

**<不当に害する可能性が高いため、補償金の範囲では利用できない例>**

- ・同一の教員等が、ある授業の中で、同一の書籍の中から1回目の授業で第1章、2回目第2章を複製して配布するというように、同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなるなど、市販物の売れ行きを低下させるようなこと。
- ・授業を行う上で、教員等や児童・生徒が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する著作物について、購入等の代替となるような態様で、複製や公衆送信すること。
  - 著作物の例
    - <教科指導>参考書、資料集、問題集、ドリル、ワークブック、テストペーパー（過去問題集を含む）授業で教材として使われる楽譜、採択外の教科書、副読本  
ただし、デジタル教科書等で個別のライセンス契約がある場合は、優先すること
    - <特別活動等>演劇の脚本、読書会用の短編小説、部活動で使われる楽譜
- ・美術、写真など、「不当に害しない可能性が高いと思われる例」において全部の利用が認められている著作物を市販の商品の売上に影響を与えるような品質で提供すること
- ・市販あるいは長期間保存できるように製本して配布すること
- ・組織的に素材としての著作物をサーバーへストック（データベース化）すること

**※今後、初等中等教育の学校の現状を踏まえた検討が必要と考えられるもの**

- ・アンソロジーや短編集など編集物収録されている著作物の扱い
- ・入試問題の扱い
- ・教育の情報化を踏まえたサーバーへのデータ保存の扱い
- ・絵本1冊の小部分を超えた利用についての利用方法に応じた扱い